

仕 様 書

1. 修繕件名 市立市川歴史博物館屋内消火栓設備等交換修繕
2. 修繕概要 消火ポンプ及びハロン消火ボンベが経年劣化等により不具合が発生し、正常な機能を確保できないため修繕するもの
3. 施工場所 市川市堀之内2丁目27番1号 市立市川歴史博物館
4. 工 期 令和7年10月31日 ~ 令和8年2月28日
5. 修繕内容

	名 称	仕 様	数量	単位
	【屋内消火栓設備交換修繕】			
	消火栓ポンプユニット	NKP-KB-NXF65*50-3-55.5-e	1	組
	搬入・据付費		1	式
	撤去・搬出・処分費	発生材料処分含	1	式
	配管工事費	防露・防錆・塗装含	1	式
	アスベスト工事 レベル3	機器シートパッキン部	1	式
	アスベスト含有撤去材搬出処分費		1	式
	試運転調整費		1	式
	動力設備費	電線管・電線類含	1	式
	弱電信号・警報設備費	電線管・電線類含	1	式
	既設制御盤改修費	機器撤去・電線接続	1	式
	消火栓起動装置費	交換・接続共	1	式
	官庁申請費	消防届出 検査 放水試験含	1	式
	【消火設備容器交換】			
	ハロン 1301 ボンベ交換作業費	既存ボンベ回収・処分含	2	本
	官庁申請書	検査・容器充填・耐圧証明書含	1	式
	諸経費		1	式
	その他	消耗品材料費・現場雑費・運搬交通費含	1	式

※ 施工箇所等については別紙参照

6. 適用法令及び規格

- ・労働安全衛生法
- ・労働安全法施工令
- ・労働安全衛生規則
- ・日本工業規格
- ・その他関係法令及び規格を遵守すること

7. 留意事項

- a. 修繕に際しては、安全に留意し十分な危険防止処置を施し無事故無災害に努めなければならない。
- b. 発生材に関しては、請負者の責において、適正に処分すること。

8. 提出書類

- ① 着工届
- ② 完了届
- ③ 報告書
- ④ 写真

9. 施工条件

- a. 作業時間等においては、原則として午前8時50分～午後5時20分までとし、それ以外に実施する必要がある場合は、監督職員と協議し決定する。(閉館は午後4時30分) ※月曜日は休館・祝日が月曜日の場合は火曜日休館 土・日・祝日開館
- b. 修繕箇所以外に部品交換を必要とする場合は、事前に監督職員と協議し決定する。
- c. 修繕にあたり、一時的に装置の機能を停止する場合は、事前に監督職員と協議し決定する。
- d. 修繕に起因して不具合等が発生した場合は、作業を速やかに中止し監督職員に報告すると共に請負者の責任において復旧に努めること。また、原因については後日報告すること。
- e. 仕様書、設計書及び契約書に明記されていない事項については、監督職員と協議し決定する。

10. 検査

検査については、工期内に完了と共に全ての書類が提出された日から10日以内に検査を受けなければならない。(指摘事項がある場合は速やかに対応すること)

11. 写真

修繕に際し着工前・着工中・完成後の写真を撮影し報告書と共に提出すること。
写真は不可視部分を撮影するものとし修繕が適切であることを証明できるものとする。

12. 保証

検査終了後、瑕疵担保期間に於いて請負者の制作、据付けに起因する不具合が生じた場合は、速やかに無償で修理または取替えを行わなければならない。

歴史博物館 屋内消火栓設備配置図

